

# 「共謀罪」新設根拠の犯罪条約 「テロ対策」目的でない

## 国連指針執筆の米教授

国際組織犯罪防止条約(TOC条約)締結のために政府が必要としている「共謀罪」法案(組織的犯罪処罰法改正案)をめぐり、国連の「立法ガイド」の執筆者が朝日新聞社の取材に応じ、「テロ対策は条約の目的ではない」と明言した。

条約の目的について「テロ対策」を強調する日本政府

とは異なる見解が示された。▼2面=いちからわかる!、3面=政府見解と相違、22面=捜査の現場から

取材に答えたのは、米ノースイースタン大のニコス・パッサス教授。国際刑法の専門家で、2000年に国連総会で採択された同条約に関する指針を示し

た「立法ガイド」の執筆で中心的役割を担った。滞在先の欧州から、電話やメールで取材に応じた。

安倍晋三首相は4月6日の衆院本会議で、「(TOC条約は)テロを含む幅広



ニコス・パッサス氏  
=本人提供

い国際的な犯罪組織を一層効果的に防止するための国際的な枠組み」と述べている。しかし、パッサス氏は「イデオロギーに由来する犯罪のためではない」「利益目的の組織犯罪を取り締まるための条約だ」と話した。

国会審議では、条約に加

わるには法案創設が必要とする政府の主張と、現行法を補うことで対応できるとの質問に、パッサス氏は「既存法で加盟の条件を満たすのであれば、新法の必要はない」と語った。ただ、日本の既存法がこの条件を満たすかは、答える立場にないとした。(中井大助)

# 犯罪条約「テロ対策目的でない」

## 「共謀罪」政府見解と相違

国際組織犯罪防止条約（TOC条約）は「テロ対策」が目的なのか——。「共謀罪」法案をめぐる国会審議で争点になつた。過去3回廃案になつた。共謀罪法案に「テロ対策」の位置づけはなく、同じ趣旨の法案が突然、「テロ等準備罪」と名前を変えて出でたためだ。（1面参照）

法案の審議が行われてい野党の見解は対立する。

パッサス教授との主な一問一答は次の通り。

——条約の目的はテロ防止ではないのか。

「条約はイデオロギーに由来する犯罪のためではない。犯罪の目的について『金銭的利益その他の物質的利益を得る』こと」とあえて入れておるのはその表れだ」

——なぜ、テロは除外をしたのか。  
「思想信条に由来した犯罪のための条約は既に制定され、国連安保理の決議もある。テロを取り締まるためには、これが国際基準となつている」

——日本政府は、条約に加わるために新法が必要と説明している。

「条約は、組織的な犯罪集団に対応するため、『重大な犯罪に参加することへの合意』か、『集団への参加』のどちらかを罰することを求めている。そのような法律がなければ、新法の施行が必要だ。もともと、既存の法律で対応できれば新法はいらない。多くの国はまず、国内の既存法を検討し、立法が必要かを考えるのが通常だ」

（聞き手・中井大助）

うたつていのりして、「政府の意図がはつきりしない」と話す。フィアなど国際的な経済犯罪を対象とするもの」と反論する。

「TOC条約の目的はテ

ロ対策ではない」。TOC条約の「立法ガイド」の作成の中心人物、米ノースイースタン大のニコス・パッサス教授（国際刑法）が、朝日新聞の取材にこう証言した。「共謀罪」法案に反対する高山佳奈子・京都大学教授（刑法）は「条約はテロ対策を目的としない」といふあたり前のこととが確認された。テロ対策を「裏に」して法案を押し通そうとする

（編集委員・豊秀一・小松隆次郎）

新法の必要はない」とも語った。高山教授は、「日本には共謀共同正犯の理論があり、現在ある（犯行前の段階の行為を処罰する）予備罪などと組み合わせることで、条約が求める既遂未遂の前の段階の处罚に対する強調。テロ防

止のために条約締結を求められていると主張する。野党側は、条約の起草段階で政府が「テロは条約の対象とするべきではない」と主張していた経過を指摘。条約は経済的利益を目標とする組織犯罪集団を対象と

（1面参照）

（1面